

（信）伸（向）人（を）現（介）し（て）さ（る）さ（る）が（符）を（お）ま（せ）す

(2)

MIWA SEIGO

Cable Address  
PERCOMIWA OSAKA  
Phone (44) 2787

PEPESSENTATIVE OF  
PERVEZ TRADING CO., KARACHI  
c/o Kojima Denki Seisakusho  
Korai-Nomura Building, 5th Floor,  
2-Chome, Koraihashi, Higashi-ku,  
OSAKA, JAPAN.

Codes:  
Acme Code  
Calpack Code  
Private Code

Date:

おちから書類が残るものがあるかと云えおました

(4) お父さまがクレームの際に債権を書かたお父さまの自分布陸  
へ行きてよく調べた上で債権に譲り出すクレームを出さうとされ  
たお父さまと御父さまの間に昭和十六年現在少くとも約三十万圓

僕が知り得た範囲でも相当なものであつておちこおまさんこれについては

お父さまもなれらうと居られおしした  
尚布陸にある債権はつとよく知る居られお父さまの古い友人

(住友銀行外國部次長東條氏)も戦前布陸におり

三井物産會以上の資本金をもちあつた会社は余りなく  
あつたとしても一つか二つ位のものであつた四十万や五十万は

あつた筈だ十三万圓はあつたといふと云えおました。おほ

文ちゃんの日本文の半紙を兄さまと評議につとこのクレーム

は出来たらやうな印多分を受け書かた同封された英文

を兄さまと金然の能やが知らぬは兄さま受けら

れませんかどうですか。

(5) 戦時中のお父さまの手につと次の半紙で知らせなげら

しませう  
(6) Schedule 9Aについてお父さまの自由判断に任せませう

(7) Legal fee が 10% には怒るおまさん。布陸に於ける

辯護料はかくも言ひものですか。相場は二人おまの

ご手紙。辯護士の費用は御めんどうさうり決めを置

かたらと取一割と云えお後から一万五千圓に

と云はれおまさんがおまさんおらね。取一割と云え

(8) 最後の文ちゃんの中業をおまさんおらね。取一割と云え

七月二十日に出した年次受取りおしよ  
文破りの 見下執事など受取りに由安  
のしよせむ から送りませ

MIWA SEIGO

Cable Address PERCOMIWA OSAKA  
Phone (44) 2787  
Ref. No. ....  
PEPSENTATIVE OF PERVEZ TRADING CO., KARACHI  
c/o Kojima Denki Seisakusho  
Korai-Nomura Building, 5th Floor,  
2-Chome, Koraihashi, Higashi-ku,  
OSAKA, JAPAN.  
Acme Code  
Calpack Code  
Private Code  
Codes:  
Date:

八月廿日差出しの年次十元にて受取りおしよ  
おと四、五日とたり引張るそ二十元には三エー  
これにわがも書なり急強や休ると国のまわす  
しやう心死やう又申父えがせまらぬなら筆  
一杯す家の方は幸出発まを申友世の所  
感謝しておます三エーヨークへ出るのも  
胸をたぐ下しおしたるも年次も夜中の三時  
不足の病氣にちちうたうと心死して  
二十日はごかくお書が北多忙に  
たがうおも少し元氣にならぬの  
半信をあるすこのおしよは九月の初め  
とさしお書の内容を英文の字に又  
と話し合ひおしよを三エーヨークへ  
の額が) 指上辯護士の費用(一割は  
は者まが一書おるし又後から相  
米國で遺言を世におるし必要  
と今日と二年年次が居る遺言  
が先決問題だと書おるし) 即ち遺  
戸籍トオホン) お父えの死を  
トオホン) が入用とのうす  
へ送るか多分お父えの方へ直接  
お父えを困らせ下さるお父え  
の係人の証言かいるのを保  
日本で便に生活上におる人  
かう布控の裁判所を運して日本  
係人の中の一人が地裁へ行  
かう早くしたらと相違時日  
内ん古平役場から戸籍を  
積りませ

(一) 三三万弗かそれとも不服  
の額が) 指上辯護士の費用(一割は  
は者まが一書おるし又後から相  
米國で遺言を世におるし必要  
と今日と二年年次が居る遺言  
が先決問題だと書おるし) 即ち遺  
戸籍トオホン) お父えの死を  
トオホン) が入用とのうす  
へ送るか多分お父えの方へ直接  
お父えを困らせ下さるお父え  
の係人の証言かいるのを保  
日本で便に生活上におる人  
かう布控の裁判所を運して日本  
係人の中の一人が地裁へ行  
かう早くしたらと相違時日  
内ん古平役場から戸籍を  
積りませ

(二) 申父えの執事申の事おしよ  
次九年次を書



8/23/54,

土

文

ちん

又牛紙

書きかえ

(還之紙)

お兵乙

の言ふには

白布位

ツケ

も一も町長か返還さるべし

川場合は存りたらんりえうて

~~川場合は存りたらんりえうて~~

印母乙

に

以上の書

類送る様

牛紙かそ下さ

一 正の送るを

一 死に紙の書

戸籍トウホシ

に文の如か赤紙

を消され

トウホシ

一 地裁に

伊送る紙も

下りてせりふのに

一 送ん

一 文



